

本朝ノ曆、天保八年丁酉、春分ハ二月十七日、彼岸ニ入ル日ハ二十二日、秋分ハ八月二十二日、彼岸ニ入ル日ハ二十一日ナルヲ、唐土ノ曆ニテハ、道光十七年丁酉、春分ハ二月十五日、秋分ハ八月二十四日、即チ彼岸ノ中日ナリ、コレニテ知ルベシ、

○按ズルニ、當時ハ春秋二分ノ日ヲ以テ、必ズシモ彼岸ノ中日ニ當テザルモノ、如シ、右ノ天保八年ノ外、數十年ノ曆日ヲ查スルニ皆然リ、例ヘバ、享保十三年ハ、二月十二日春分、十四日入彼岸、八月十八日秋分、二十日入彼岸、寶曆十年ハ、二月二十二日入彼岸、二十七日春分、八月三日入彼岸、四日秋分、文化十一年ハ、正月大ニシテ、其二十七日入彼岸、二月二日春分、八月八日入彼岸、九日秋分ナルノ類ナリ、

〔海錄一〕曆に彼岸をのする事は、あづからぬことながら、中古よりのことなり、白河燕談卷の二曰、古老有言、古者如今諸寺說法談義無之、故比叡山坂本廿一箇所有號談義所、能辯僧出之、春秋二時說法、令在俗聽、諸方群參、因茲爲其時節、令知遠近、請之曆家書載、到于今同矣、と見えたり、むかしは下段に、神よし、佛よし、といへる事のありしを、佛よしは省きて、今神よしのみあり、彼岸はたまに殘れる事なるべし、又半夏生といふ事も、今は竹の子くはぬ見合にのみなりしなれども、是ももとは七十二候をことごとく中段へ書入たるが、たまくと半夏生のみ残りたるにこそあれ、

〔隨意錄一〕倭曆之節、春秋之中、有彼岸者、彼岸者、是佛氏之語、梵言波羅密、譯以爲到彼岸、又以爲度、斯非關節氣者也、按、彼岸、飛鴈之訛也、已、月令、以鴻鴈來往爲春秋之候、故作倭曆之初、亦以飛鴈爲春秋之節也、而自佛之盛、傳會以爲彼岸、流俗、期其日數七日、以行佛事者、亦可笑也、

〔海錄二〕日本後紀卷六、延曆二十五年二月、官符、應五畿七道諸國轉讀金剛般若經云々、宜使國分僧春秋二中、月別七日存心奉讀之云々、是爲崇道天皇也、信景云、春秋二仲、一七日佛事、蓋和俗彼岸會權輿歟、